

平成 19 年 4 月 1 日
独立行政法人住宅金融支援機構

貸付債権担保住宅金融公庫債券及び貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券に係る信託契約の変更の概要について

住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が発行し、平成 19 年 4 月 1 日付けで独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が承継した以下の債券については、同日付けで独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号、以下「機構法」という。）の施行に伴い住宅金融公庫法（昭和 25 年法律第 156 号、以下「公庫法」という。）が廃止されたことから、以下のとおり信託契約を変更しましたので、お知らせします。

1 信託契約の変更の概要

(1) 保証契約の付保要件に係る変更

対象となる債券

- ・ 貸付債権担保住宅金融公庫債券第 1 回～第 39 回
- ・ 貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券第 1 回～第 5 回

変更理由と内容

機構法附則第 6 条第 3 項の手続きに従い、財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）が申し出る権利及び義務を、機構成立時（平成 19 年 4 月 1 日）において機構が承継した場合、公庫を債権者とする保証協会との保証契約は混同により消滅し、機構は差替え又は追加信託時の適格基準のうち保証契約の付保要件を満たす債権を保有しなくなることから、差替え事由から当該事由を除き、追加信託時の除外要件に当該要件を追加する。

(2) 住宅ローン債権の償還条件の変更に係る要件の変更

対象となる債券

- ・貸付債権担保住宅金融公庫債券第1回～第53回
- ・貸付債権担保S種住宅金融公庫債券第1回～第10回

変更理由と内容

公庫の直貸債権については、差替え事由として、段階金利の適用留保を規定する公庫法第21条第3項及び北海道防寒住宅建設等促進法(昭和28年法律第64号)第8条第4項並びに災害等に伴う返済困難者に対し認められた償還条件の変更を定めた公庫法第22条を引用し、これを適用しようとするときは差替えすることとしていたが、公庫法が廃止されるのに伴い適用不能となることから、買取債権における同事由の記述と同様、委託者に認められた住宅ローン債権の条件変更を引用する形式に改める。

2 適用期日

平成19年4月1日

以 上